

国 住 生 第 4 0 9 号
平成26年10月27日

社会資本整備審議会
会 長 福岡 捷二 殿

国 土 交 通 大 臣
太 田 昭 宏



諮 問

下記の事項について、ご意見を承りたい。

記

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について

以 上

諮 問

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について

諮問理由

我が国の業務・家庭部門におけるエネルギー消費量は70年代以降他部門に比べて著しく増加してきた結果として、最終エネルギー消費全体の約1／3を占めるに至っている。当該部門におけるエネルギー消費の増加は、世帯数・床面積の増加等が主な要因であり、社会経済上のニーズに応えるための建設活動に伴うエネルギー使用量の増大を抑制することが大きな課題となっている。

また、増大するエネルギー需要への対応に加え、地球環境問題への対応や人口が高齢化する中で持続可能な社会の実現を図る上でも、業務・家庭部門におけるエネルギー消費量の更なる削減が求められているところである。

平成26年4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画においては、より合理的なエネルギー需給構造の実現と、温室効果ガスの排出抑制を進めて行くために、徹底した省エネルギー社会の実現や再生可能エネルギーの導入加速化等が位置づけられた。中でも、住宅・建築物の省エネルギー化に関しては、「新築の建築物・住宅の高断熱化と省エネルギー機器の導入」、「既存建築物・住宅の改修、建て替え」、「評価・表示制度の充実」等を進めるとともに、将来的な目標として、2030年までに新築建築物及び新築住宅についてそれぞれ平均でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を実現すること等を目指すこととされた。さらに、こうした環境整備を進めつつ、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する」こととされたところである。なお、省エネルギー基準の適合義務化については、平成25年にエネルギーの使用の合理化に関する法律の改正が審議された際の国会の附帯決議において、消費者への負担が過度とならないよう環境整備を図ることが求められている。このため、段階的な義務化のあり方については、建築物の規模や住宅・非住宅の別等によって、省エネルギー措置による効果、建築主・設計者・施工者等の能力・資力及び行政等執行側に求められる体制等が異なることに留意して検討を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、今後の住宅・建築物の省エネルギー対策の具体的なあり方について検討する必要がある。

これが、今回の諮問を行う理由である。